

## 指定事業所に関する規制

### 1. 指定事業所に対する規制の概要について

#### (1) 概要

旧条例の「人の健康又は快適な生活を著しく阻害する物質等は発生させ又は排出する工場及び事業場」として、設置の許可を必要とした「指定工場等」は、市条例で「公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所」として、設置の届出を必要とする「指定事業所」となりました。

市条例では、指定事業所に対して適用する規制基準を定めています。

公害関係法令や府条例の対象となる事業所に対する、手続きや規制についての指導と合わせて行うことにより、総合的な公害発生の未然防止を図っています。

#### (2) 見直しの方針

市条例は公害関係法令及び府条例とは基本的に独立した制度として、工場・事業場の規制や規制基準の適用などを規定しているが、公害関係法令等は順次、規制対象の拡大や基準の強化が図られてきているところである。

市条例で義務付けている届出には、同一の行為に対して公害関係法令等と重複した届出を課しているものがあるほか、規制基準や規制の対象等について重複している状態になっているものがある。

したがって、今回の見直しは、市条例のこれまでの役割を継承し、公害関係法令や府条例に基づく規制を補完するため、必要な公害対策を講じることとします。

その一方で、規制基準等、公害関係法令や府条例と重複している部分について整理します。

### 2. 指定事業所の届出について

市条例に基づく届出内容は以下のとおりです。

#### 指定事業所の設置の届出【第 30 条】

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 指定事業所の名称及び所在地
- ・ 指定事業所に設置しようとする施設の種類
- ・ 施設の構造
- ・ 施設の管理（使用又は処理）の方法

また、工場・事業場の代表者等の氏名、名称及び住所の変更や譲り受け等による承継に関する届出を定めています。

### 3. 規制基準について

#### (1) 規制基準の整理

現行市条例においては、指定事業所に対して、水質、騒音、振動についての規制基準が適用されます。

公害関係法令や府条例に基づく規制基準の適用を受ける指定事業所については、二重規制となっています。また、規制基準において、一部公害関係法令と違いが見られます。

公害関係法令や府条例との適用関係を整理し、基準の内容の見直しと必要のない基準の削除を行います。

#### (2) 規制基準の改正方針案

##### ① 水質

有害物質及び生活環境項目の規制基準は現行のまま継続して規制を行い、基準値は水質汚濁防止法、府条例に全て合わせます。

##### ② 騒音、振動

府条例において全ての工場等に対して規制基準が適用されるため、二重規制とならないように整理・削除します。

##### ③ 大気

現行では規制基準が適用されていないので、「粉粒塊たい積場」に対し、一般粉じんの飛散防止を目的として、府条例と同様の規制基準を新たに適用します。

現在の指定事業所の状況

現在、公害関係法等による届出がなされている事業所は1,005件あり、うち指定事業所は62事業所です。内訳は鉄工所15件、自動車整備工場22件、刺繍業4件、その他21件です。

指定事業所の種類のうち、36種類については届出されている事業所がありません。

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	事業 所数
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上、1日の通常排水量が20立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量(重油換算量)0.2キロリットル以上の事業所	26
2(1)	たん白質の加水分解	0
2(2)	飼料の製造	0
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	5
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	1
2(5)	なめし皮の製造	0
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	0
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	0
2(8)	インク又は絵具の製造	0
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	0
2(10)	肥料の製造	0
2(11)	化学薬品(医療品及び農薬を含む。)の製造	0
2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒(ひ)素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	0
2(13)	アスファルト、コールタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	0
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	0
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	0
2(16)	岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	0
2(17)	ガラスの腐しよく又は研磨	0
2(18)	セメントを用いる製品の製造	0
2(19)	非鉄金属の溶融(容器又は炉を用いるものに限る。)	0
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	0
2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	0
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	0
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋳打	0
2(24)	油かんその他の空かんの再生	0
2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しよく若しくは被膜加工	0
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	1
2(27)	動物質骨材(貝殻を含む。)の研磨	0
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	0
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	0
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	0
2(31)	へい獣処理場	0
2(32)	と畜場	0
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	0
2(34)	採石場(土砂を含む。)又は砕石場	1

2(35)	ガソリンスタンド	1
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	0
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	22
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	0
2(39)	青写真の焼付所	0
2(40)	電動工具を使用する大作業場	0
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	0
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	0
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	4
2(44)	粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）	1



他法令との規制状況

●印：規制対象 ▲印：規模条件付きで規制対象

	大気				水質				騒音				振動	他法令
	指定事業所	法	府条例 粉じん 等	府条例 有害物質	府条例 揮発性有機 化合物	法	府条例	法	府条例	法	府条例	法		
2	(17) ガラスの腐しよく又は研磨		● 研磨施設			●53								
	(18) セメントを用いる製品の製造		▲ ベルトコンベア等			●54								
	(19) 非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）	▲ 溶融炉			▲8									
	(20) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断													
	(21) 金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理						▲ プレス等	▲ プレス等	▲ プレス等	▲ プレス等				
	(22) 金属箔又は金属粉の製造													
	(23) 電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋳打		▲ 研摩施設											
	(24) 油かんその他の空かんの再生					●63の2								
	(25) 金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しよく若しくは被膜加工					●65								
	(26) 紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化アラスチック製品の製造若しくは加工		▲ 粉砕施設等											
	(27) 動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨		● 研摩施設											
	(28) 塗料の吹付け又は強制乾燥		● 吹付塗装施設	▲ 吹付塗装施設										
	(29) 木材、紙又は繊維の防虫防腐加工					●22								
	(30) 産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工								▲14					廃棄物処理法
	(31) へい獣処理場													化成場等に関する法律
	(32) と畜場													化成場等に関する法律
	(33) セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの		▲ セメントサイロ											
	(34) 採石場（土砂を含む。）又は砕石場					●59、60								採石法
	(35) ガンリンスタンド					▲71				▲ 圧縮機等	▲ 圧縮機等	▲ 圧縮機等	▲ 圧縮機等	
	(36) 自動洗車場（スチームクリナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）					▲71								

他法令との規制状況

●印：規制対象 ▲印：規模条件付きで規制対象

	指定事業所	大気			水質			騒音			振動			他法令
		法	府条例 一般粉じん	府条例 有害物質	府条例 揮発性有機化合物	法	府条例	法	府条例	法	府条例	法	府条例	
2	(37) 車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの					▲70の2								
	(38) 内燃機関の試験又は調整を行うもの													
	(39) 青写真の焼付所					●68								
	(40) 電動工具を使用する大作業場													
	(41) 鉄砲を使用する射撃場													
	(42) 石材の引割又は研磨を行うもの								▲7					
	(43) 暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	▲ボイラー												
	(44) 粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）	▲粉粒塊堆積場	▲粉粒塊堆積場											

水質汚濁防止法施行令 別表 1  
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設

- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設
- 12 動植物油製油業の用に供する施設
- 19 紡績業又は繊維食品の製造業若しくはわ加工業の用に供する施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製造業の用に供する施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設

府条例（水質） 施行規則別表第10  
7 窯業・土石製品製造業の用に供する研摩施設  
8 鉄鋼業の用に供する溶融めつき施設  
14 産業廃物処理施設

- 47 医薬品製造業の用に供する施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設
- 59 砕石業の用に供する施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式先びん施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 69 と善業又は死亡獣畜取扱業の用に供する施設
- 70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設
- 71 自動式車両洗淨施設

他法令で規制されているものを除いた指定事業所

◎印：発生するおそれのある公害の種類

指定事業所	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
1 物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上、1日の通常排水量が20立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2キロリットル以上の事業所	◎	◎	◎	◎	◎		◎
2 (13) アスファルト、コータール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	◎			◎	◎		
(14) 懐炉灰又は練炭の製造	◎						
(15) 有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	◎			◎	◎		◎
(16) 岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ葉、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	◎			◎	◎		
(19) 非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）	◎						◎
(20) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断				◎	◎		
(21) 金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理				◎	◎		
(22) 金属箔又は金属粉の製造	◎			◎	◎		
(23) 電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋸打	◎			◎	◎		
(33) セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	◎						
(35) ガソリンスタンド	◎	◎	◎	◎	◎		◎
(36) 自動洗車場（スチームクリナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）		◎		◎	◎		
(37) 車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの		◎		◎	◎		
(38) 内燃機関の試験又は調整を行うもの	◎			◎			
(40) 電動工具を使用する大工作業場				◎	◎		
(41) 鉄砲を使用する射撃場			◎	◎	◎		
(43) 暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料燃焼能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	◎						
(44) 粉粒塵埃の舞揚（300平方メートル以上のものに限る。）	◎						



指定事業所に係る規制基準について

規制基準		現行基準	改正条例の方針案	説明
排水基準	有害物質	カドミウム、シアン等の28項目について規定 (項目・基準については、法・府条例と同一)	継続	有害物質は幅広く利用されており、有害物質が公共用水域に排出された場合は、その量によらず、環境汚染と健康影響を生じるおそれがある。また、地下水汚染の未然防止の観点からも、対象物質及び基準についても現行のまま継続して規制を行っていく。 規制対象は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場、府条例に基づく届出事業場以外の指定事業所とする。
	生活環境項目	BOD等4項目について規定 (項目・基準については、法・府条例と同一)	継続	規制対象は、30m <sup>3</sup> /日以上 の工場等については、水質汚濁防止法に基づく特定事業場、府条例に基づく届出事業場以外の指定事業所とする。 規制基準値は府条例と合わせる。 亜鉛含有量5→2(mg/l)
	その他の項目	水素イオン濃度等9項目について規定 (項目については、法・府条例と同一。基準については、一部異なる)	継続	
騒音基準		4つの地域区分別に、「朝」「昼間」「夕」「夜間」の基準を規定	削除	府条例(騒音)の規制基準値は、市内のすべての事業者が適用を受ける。よって、二重規制を解消する。
振動基準		3つの地域区分別に、「昼間」「夜間」の基準を規定	削除	騒音と同様
大気基準 (一般粉じん)		現行無し	追加	一般粉じんの飛散防止を目的とし、散水設備によって散水を行う様、新たに規制を設ける。

指定事業所の見直し

指定事業所	変更(案)	改正等の理由
1	<p>物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上、1日の通常排水量が20立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量(重油換算量)0.2キロリットル以上の事業所</p>	<p>騒音及び振動の発生をおそれる事業所として規定している原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上については、騒音及び振動に関する規定が大阪府生活環境の保全等に関する条例において全ての事業所を規制対象としているため、本条例であらためて規制する必要があることから削除とす。</p> <p>水質汚濁を発生するおそれる事業所として規定している1日の通常排水量が20立方メートル以上の事業所については、水質汚濁防止法及び府条例に規定する特定事業場等が1日の通常排水量が30立方メートル以上の事業所に対し排水基準を適用していることから、本条例でも同等の規制にあらため、対象を変更に変更する。</p>
2	<p>アスファルト、コンクリート又は木タールを用いる物品の製造又は加工</p>	<p>これらの事業所については、主に騒音及び振動の発生をおそれる事業所として届出義務等を課しているところであるが、騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているため、本条例であらためて規制する必要があることから削除する。</p>
(13)	<p>懐炉灰又は練炭の製造</p>	<p>削除</p>
(14)	<p>有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工</p>	<p>削除</p>
(15)	<p>岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工</p>	<p>削除</p>
(16)	<p>非鉄金属の溶融(容器又は炉を用いるものに限る。)</p>	<p>削除</p>
(17)	<p>電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断</p>	<p>削除</p>
(18)	<p>金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理</p>	<p>削除</p>
(19)	<p>金属箱又は金属粉の製造</p>	<p>削除</p>
(20)	<p>電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鉋打</p>	<p>削除</p>
(21)	<p>セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの</p>	<p>削除</p>
(22)	<p>ガンリンスタンド</p>	<p>ガンリンスタンド</p>
(23)	<p>自動洗車場(スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。)</p>	<p>自動洗車場(スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。)</p>
(24)	<p>車両(二輪自動車を除く。)</p>	<p>車両(二輪自動車を除く。)</p>
(25)	<p>また、建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの</p>	<p>また、建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの</p>
(26)	<p>内燃機関の試験又は調整を行うもの</p>	<p>削除</p>
(27)	<p>電動工具を使用する大作業場</p>	<p>削除</p>
(28)	<p>鉄砲を使用する射撃場</p>	<p>削除</p>
(29)	<p>喫煙用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置(燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)を設置するもの</p>	<p>これらの事業所については、主に騒音及び振動の発生をおそれる事業所として届出義務等を課しているところであるが、騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているため、本条例であらためて規制する必要があることから削除する。</p>
(30)	<p>粉粒塊たい積場(300平方メートル以上のものに限る。)</p>	<p>1の規定に含まれるため、1に統合する。</p>
(31)	<p>粉粒塊たい積場(300平方メートル以上のものに限る。)</p>	<p>粉粒塊たい積場(300平方メートル以上のものに限る。)</p>